

未入籍(事実婚)および夫婦別姓の方へ

当クリニックでは、未婚の方、未入籍の方、事実婚の方の診療も行いますが、以下の注意点がございますので、あらかじめご了承ください。夫婦別姓の場合も同様です。

1. 未入籍であっても、それぞれに別の方との法的婚姻関係がない場合は、現住所などが異なっても全ての検査・検診は通常通り行います。
2. 理由の如何にかかわらず、片方または双方に、他の方との法的婚姻関係がある（離婚が成立していないなどの）場合、当院での治療は一切お断りさせていただきます。
3. 人工授精、体外受精に関する治療の場合は、双方ともに別の方との間に法的婚姻関係がないことを証明するため、お二人とも「**戸籍謄本(住民票は不可)**」**を提出**していただきます。どちらか一方でも書類を提出していただけない場合は、治療はできません。
4. 戸籍謄本の提出最終期限は、人工授精の場合は人工授精施行前日まで、体外受精の場合は排卵誘発開始日までです。発行日から1年以内の書類を、診療時間内に受付へ提出してください。